

視点1

- 省エネルギー法においては、住宅・建築物におけるエネルギーの使用の合理化（化石燃料の使用の削減）を目的として、空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用を省エネルギー基準で評価することとしている。
- 太陽光発電設備等は、省エネルギー法に基づく空気調和設備等には含まれないものの、発電量の自家消費相当分については、空気調和設備等に係る化石燃料の使用の削減に資することとなる。
- 省エネルギー法に基づく住宅トップランナー基準においても既に評価対象としている。）

視点2

- 太陽光発電設備等は再生可能エネルギーのより一層の普及に向けた施策（固定価格買取制度の開始など）により、今後急速に普及し、住宅・建築物の基本要素となることが見込まれること。
- 一次エネルギー消費量による評価に加え、外皮の熱性能に関する基準を設けることから、太陽光発電設備等があることによって外皮の熱性能が極端に低下することは想定されないこと。

方針案

省エネルギー基準においては、住宅トップランナー基準と同様、発電量のうち自家消費相当分のみを評価対象とする。

（なお、今後、住宅性能表示制度も含めた住宅・建築物の一次エネルギー消費量の評価・表示のあり方を検討する中で、売電分も含めた発電量全体についても評価・表示されるような仕組みを検討。）